

令和8年度 第1回 新津小・中学校学校運営協議会



4月9日（木）新津小学校 入学式

令和8年5月7日（木）14：00～16：00

新津小学校 南校舎2階南会議室

令和8年度 第1回 新津小・中学校学校運営協議会

日時：令和8年5月7日（木）14:00～16:00

会場：新津小学校 南校舎2階南会議室

<次 第>

司会〔新津小CS担当〕

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ 〔新津小学校長〕
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書の交付
- 4 自己紹介 【資料1：CS関係者名簿】
- 5 浜松市学校運営協議会規則の確認 【資料2：浜松市学校運営協議会規則】〔指導主事〕
- 6 副会長の指名
- 7 議長の選出
- 8 前年度自己評価、前回会議録の確認【資料3：自己評価、会議録】 〔新津小教頭〕
- 9 熟議
学校運営の基本方針について【別紙】 〔新津小学校長・新津中学校長〕
- 10 報告
いじめ防止基本方針について【別紙】 〔新津小生徒指導・新津中教頭〕
- 11 連絡
(1) 第2回以降の日程及び議長の選出について【資料4：年間計画（案）】
〔新津小教頭〕
(2) その他
・ラーケーションについて
・夢育やらまいか事業について 〔新津小教頭〕
- 12 閉会 〔新津中校長〕

- ※ 諸手続きについて（閉会后） 〔新津小教頭・CS担当〕
- 学校運営協議会委員報酬の支払関係（新規委員）
 - さくら連絡網への登録

学校運営協議会での「熟議のルール」

★学校運営協議会とは？

学校運営と学校運営について必要な支援について協議する機関。そのため、学校運営についての熟議の充実がポイント！

★「熟議」とは？

多くの当事者（委員）による「熟慮（よくよく考えること）」と「議論」を重ねながら、課題解決を目指す対話をする事。

★「熟議」のルール

- ◎他人の意見を尊重し、否定しない。
- ◎できるだけ多くの方が発言できるようにする。
- 傾聴（目を見て、うなずいて、笑顔で、聴く）
- 発言は、分かりやすく、簡潔にする。
- 建設的（ポジティブ）な意見を言う。
- 他人の意見を参考に、どんどん発想をふくらませていく。
- 共感して考えが変わった場合には、そのことを伝える。

浜松市立新津小・中学校学校運営協議会委員 (令和7年4月～令和10年3月)

No.	氏名	ふりがな	種別	性別	肩書等
1	牛田 吉彦	うしだ よしひこ	1	男	元中学校長
2	澤根 緑	さわね みどり	1	女	民生児童委員 会長
3	阿部 まゆみ	あべ まゆみ	1	女	主任児童委員 (小学校)
4	松田 哲	まつだ さとし	1	男	主任児童委員 (中学校)
5	内山 真由美	うちやま まゆみ	1	女	新津地区社会福祉協議会 ボランティア部長
6	深津 正樹	ふかつ まさき	2	男	浜松商工会議所職員 R4年度新津小PTA 会長
7	根木 輝企	ねぎ てるき	2	男	R8年度新津小PTA 会長
8	藤田 緑	ふじた みどり	2	女	R8年度新津中PTA 副会長
9	水谷 裕美	みずたに ゆみ	3	女	学校支援コーディネーター
10	詫摩 恵子	たくま けいこ	3	女	学校支援コーディネーター
11	水野 功太郎	みずの こうたろう	3	男	学校支援コーディネーター
12	増井 勝也	ますい かつや	1	男	自治会連合会 会長
13	古橋 智美	ふるはし ともみ	2	女	R8年度新津中PTA 副会長
14	山内 正朋	やまうち まさとも	2	男	R8年度新津小PTA 副会長

【規則種別】 ※ 1～3は、必ず1人以上を選定する。

- 1 地域住民 (自治会役員等) 2 保護者 (PTA役員等)
 3 対象学校の運営に資する活動を行う者 (学校支援CD等)
 4 その他、校長が適当と認める者。

浜松市立新津小中学校運営協議会 オブザーバー

No.	氏名	ふりがな	性別	肩書等
1	黒田 豊	くろだ ゆたか	男	浜松市議会議員
2	石井 智也	いしい ともや	男	新津協働センター 所長

浜松市立新津小中学校運営協議会 学校職員

No.	新津小学校	No.	新津中学校
1	古宮 崇博 (校長)	1	中津川 広美 (校長)
2	上村 仁美 (教頭)	2	木下 久一 (教頭)
3	内田 智美 (CS担当教職員)	3	若原 昌史 (CS担当教職員)
4	二宮 千穂 (CSディレクター)	4	青木 潤子 (CSディレクター)

浜松市教育委員会 学校地域連携課

山本俊行 (指導主事)

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日浜松市教委規則第 1 0 号

改正 令和 7 年 3 月 2 6 日浜松市教委規則第 6 号

改正 令和 8 年 3 月 2 3 日浜松市教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令 7 教委規則 6 ・一部改正)

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(様式 1)

学校番号 (小 2 2・中 0 8)

令和 7 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(新津小・新津中)学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 地域で育てる新津の子であるべく、地域全体でどのように関わりつながっていくかを方向付けていきたい。また、地域でできることの考えに偏りがちなため、家庭や学校でできることについても熟議をしていきたい。
- 中学校の部活動の地域移行について、令和 8 年度の完全移行を節目の一つに、中学生が楽しくスポーツができる基盤を整えたい。
- 小学校では、「夢講話」という新たな取り組みがスタートした。このような具体的な取り組みが増えるようにするために支援できることを熟議したい。

<評価項目 1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・学校運営への思いの詰まった素敵な資料を拝読して先生方の熱い思いを感じることができ、それについて地域の皆様と育てたい繋がりについて熟議ができた。
- ・地域として、保護者(家庭)として協力したいという熱い意見も多く出た。
- ・校長から直接ご説明いただき理解した上でそれぞれの立場や経験からの意見を出し合い、充実した話し合いができた。

<評価項目 2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・中学校で取り組んでいる LSI 学習や生徒会活動について生徒からの発表を聞き、生徒と熟議することで互いに必要としている支援について熟議できた。
- ・小学校で取り組んでいる「夢講話」では、子供たちが、地域の大人(人生経験を積んだ人)の話聞くような場を作るために、運営協議会委員個々でできることや、仕事をしている人へのオファーの方法(発信方法)などについて熟議することができた。

<評価項目 3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった

(理由)

- ・学校ホームページに加えて、ブログにも掲載がされていた。また、小、中学校のブログに順次掲載されている。
- ・第 3 回では生徒が発表をしたり、熟議に参加したりの活動があった。意見交換の中で、協議会のことも少し知ってもらえたものと期待している。参加生徒から子供を通して保護者にも広がるのではないかと考えている。

<評価項目 4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・「地域とともにある学校づくり」として、地域のおじさん、おばさんとの顔の見える関係作りを進める。また、もっと地域ぐるみで子育てをしていける環境(勉強もふくめて)を広めるために地域や家庭でできること等を熟議していきたい。
- ・小学校の地域探検、夢講話や中学校の職場体験、部活動等、地域と関わる活動が増えてきた。支援できることを熟議を通して考え、協力していきたい。

令和7年度 第4回 新津小・新津中学校運営協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 令和8年1月30日(金) 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 新津中学校南校舎1階会議室
- 3 出席委員 牛田 吉彦、澤根 緑、阿部 まゆみ、内山 真由美、澤柳 由香、藤田 緑、水野 功太郎、藤村 頼長、宮野 浩和
- 4 欠席委員 松田 哲、深津 正樹、根木 輝企、水谷 裕美、詫摩 恵子
- 5 オブザーバー 黒田 豊(市議会議員)
- 6 学 校 中津川 広美(新津中校長)、松山 徹(新津小校長)
鳥居 篤史(新津中教頭)、若原 昌史(新津中教務主任)
影山 直男樹(新津中 CS 担当教職員)、森 英仁(新津小 CS 担当教職員)
青木 潤子(新津中 CS ディレクター)、二宮 千穂(新津小 CS ディレクター)
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 新津中 CS ディレクター 青木 潤子
- 9 議長の選出

前回の学校運営協議会の際、承認された牛田委員に務めていただくことについて、全員でこれを確認した。

10 協議事項

- (1) 学校関係者評価
- (2) 来年度の学校運営の基本方針の説明
- (3) 学校運営協議会の自己評価
- (4) 夢育やらまいか CS 加算分の報告

11 会議記録

司会の新津中 CS 担当職員から、委員総数14名のうち9名の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価

議長の指示により新津小 CS 担当職員、新津中教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があった。その後2つのグループに分かれて熟議をし、それぞれの代表者から以下の発言があった。

【藤田委員、阿部委員、内山委員、水野委員、宮野委員】

- ・子どもと親のコミュニケーションが不足しているのではないかな。
- ・学習面にもっと力が入ると良い。学校だけではなく、家庭内の課題もあるのだろう。小中学校共に取り組んでいく必要がある。

【牛田委員、澤根委員、澤柳委員、藤村委員】

- ・生徒たちが家庭内でコミュニケーション不足になっている。思春期だから会話が少ないのだろうか。
- ・新津学区は1小1中が強みだが、それ故に勉強ができる子が決まってしまう、競争心が低いと思う。
- ・年末の単身高齢者宅訪問を終えて。ボランティアに参加した生徒は皆、素敵な対応をして

くれた。プレゼントを渡された方々は良い笑顔だった。町内で会った際にお互いに挨拶を交わしたら、地域がより繋がると思う。

・学習面が心配されているが、地域には「寺子屋しんづ」の取組がある。2時間集中して自主勉強をし、遊ぶ時は遊び、しっかり勉強もしている。

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 来年度の学校運営の基本方針の説明

議長の指示により、新津小校長、新津中校長から別紙資料に基づき来年度の学校運営の基本方針について説明があった。委員からの意見を受け、次年度第1回学校運営協議会で再度提案し、承認を得ることとなった。

(3) 学校運営協議会の自己評価

議長より、別紙資料に基づき学校運営協議会の自己評価について説明があった。学校運営協議会の取り組みについて振り返り、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4) 夢育やらまいか CS 加算分の報告

議長の指示により、別紙資料に基づき新津小 CS 担当職員から、夢育やらまいか CS 加算分の報告があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項

(1) オブザーバーより

【黒田議員】

・県外の小中一貫校へ視察に行ってきた。校則がなく、自分達で規律を設けている学校だった。浜松はなかなか難しいと思うが、参考になった。

・健康不良の子の背景には、見えない貧困や虐待がある。長期休暇中の食費支援が始まりそうだ。社会福祉協議会、民生委員の働きで実現するだろう。

(2) 来年度の開催日程について

新津中 CS 担当職員から、来年度の開催日程について連絡があった。

第1回 令和8年 5月 7日(木) 14:00～16:00 会場:新津小

第2回 令和8年 7月 24日(金) 14:00～16:00 会場:新津小

第3回 令和8年 11月 17日(火) 14:00～16:00 会場:新津中

第4回 令和9年 1月 29日(金) 14:00～16:00 会場:新津中

(3) 来年度の学校運営協議会委員について

新津小校長から、来年度委員の選出については2月下旬を目途に調整する旨の連絡があった。

学校運営協議会 年間計画(案)

資料4

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	5月7日(木) 14:00～16:00 新津小 南会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認	<新津小> 5月23日(土)運動会 6月24日(水)参観会 <新津中> 5月・1日(金)学校公開日 5月22日(金)体育大会
2	7月24日(金) 14:00～16:00 新津小 新津協働センター	熟議テーマ(案) <input type="checkbox"/> 新津小の合言葉「夢いっぱい 友達いっぱい 力いっぱい 元気いっぱい」について <input type="checkbox"/> 学校支援活動について	新津小学校全職員参加
3	11月17日(火) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (13:30～13:50 校内自由参観) <input type="checkbox"/> 学校評価(中間)について <input type="checkbox"/> 新津中のLL学習について <input type="checkbox"/> 部活動の地域移行について	○学校運営協議会の自己評価を 記入し、学校への提出 ⇒10月30日(金)までに新津小 へ。または、さくら連絡網のアン ケートへ入力してください。
4	1月29日(金) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (1)学校関係者評価について (2)次年度学校運営の基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価	

＜令和8年度 新津小学校ランドデザイン＞

はままつ人づくり未来プラン（第4次 浜松市教育総合計画 前期）

- 基本理念
 - ◇多様性・包摂性 ◆信頼・協働
- 目指す子供の姿
 - ◇主体性 ◆自己調整しながら、粘り強く取り組む子供
 - 他者と協働し、主体的に行動できる子供
 - 自己調整しながら、粘り強く取り組む子供
- 目指す教職員の姿
 - こどもの自分らしさを受け止める教職員
 - 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
 - 専門性と指導力を磨き続ける教職員

夢をもち未来を創り出す子

学校教育目標

学校経営目標 人とかわかり、学び続けられる人を育てる学校・学び舎新津

- 新津中学校区の目指す子供の姿
 - 夢や未来を思い描き、主体的に取り組む、実現させていく子 ◆新津プライド
- 学校の概要等
 - 明治6年、大通院の本堂に「新橋学校」として創立。昭和26年、新津村が浜松市と合併し「浜松市立新津小学校」と改名。令和8年度は創立154年目。戦後、昭和29年に児童養護施設「清明寮」が隣接地に創設。地域は、戦後の早い時期から福祉事業に賛助し、学校は、教職員、子供たち、地域が子供たちの居場所をつくり、多様な実態を温かく包み込める雰囲気をつくる包摂性や受容性が根付いている。これまで「もりのこ教育」や「健康教育」を推進し、現在は「もりのこ」という言葉を、運動会や音楽会、総合など様々な場面で活用してきている。

合言葉	夢いっぱい（自分らしさ）	友達いっぱい（徳育）	力いっぱい（知育）	元氣いっぱい（体育）
取組みの重点	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の夢に向かって取組めます ・学習でのキャリアブレードの活用 いどむ力（課題対応能力） →主に学びに向かう力・人間性等へ 	<ul style="list-style-type: none"> ◇友達1…自分らしさを大切にします ・選択し様々なことを試す場、責任を自覚する場 ◇友達2…お互いの立場を尊重します ・よさを認め合う場（もりのこ発表会の実施とふり返し）、話し合いの充実、人権尊重 ◇友達3…友達とのつながりを大切にします ・温かな人間関係づくり（SSTでのかわり方）、子供たちの企画・提案を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ◇力1…進んで学習します ・子供たちの興味・関心を高める授業づくり ◇力2…一人一人の考えを尊重します ・自分に適した方法で学びを進める指導・支援、一人一人の考えを尊重する学習形態の工夫 ◇力3…共に学びます ・自分の意見を言いやすい授業づくり、高中学年教科担任制、交換授業、森の子学級の運用研究 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣1…進んで健康な体をつくります ・日常の体力の向上、自己調整力の育成 ◇元氣2…お互いの命を尊重します ・健康、安全教育の推進、登下校の安全指導 ◇元氣3…健康で安全な生活をつくります ・学びやすい環境づくり（教室配置、清掃整頓、体育環境）、防災意識の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 自律的態度、言語能力や情報活用力、コミュニケーション能力など、社会に生きる力等の育成を含む ・「はままつキャリアパスポート」による振り返りと成長の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◇つながる力（人間関係形成・社会形成能力） →主に思考力・判断力・表現力等へ 	<ul style="list-style-type: none"> えがく力（キャリアプランニング能力） →主に学びに向かう力、人間性等へ 	

危機管理・リスク管理・業務量管理

危機管理（災害・生活等）、衛生管理マニュアル ・ 教育情報やセキュリティ管理 ・ 個人情報取扱規定 ・ 生成AI 利活用、SNS、HP及びびログ作成、タブレット利用ガイドライン ・ 業務量管理 ・ 健康確保指針

「学び合う」こと・「志をもつ」ことが教職員をつくる

- (1) 教育的素養
- (2) 授業を創る力（学習指導・授業研究）
- (3) 子供と関わる力（生徒指導）
- (4) 特別な支援を必要とする子供への対応
- (5) ICTや情報・教育データの利活用
- (6) よりよい教育を進め、高める力



「夢につながる活動」がPTAをつくる

- (1) 夢につながる活動（演劇・森のゆかいな仲間たち、12の贈り物、学習ボランティア、森の本屋さん、図書・読み聞かせボランティア）
- (2) 愛校活動（保護者ボランティア、地元企業）
- (3) 広報活動（さくら連絡網及びブログ活動掲載）
- (4) 健全育成・交通安全（登校時の旗振り、下校見守り、賠償保険加入）

「熟識」がコミュニティ・スクール（学校運営協議会）をつくる

- (1) 学校経営方針（特色ある学校づくり）の承認
 - (2) 学校運営に関する意見（学校支援活動や教育課程外での活動等で育てたい資質等の共有）
 - (3) 各種団体への広報、教職員とのコミュニケーションの場
 - (4) 交通安全、地域安全（通学路、施設改善要望、子供見守り支援）
- ※新津小の学校運営協議会は、新津中と合同で組織されている新津小中学校運営協議会である。令和8年度は、設置5年目。

令和8年度 新津中学校グランドデザイン

第4次浜松市教育総合計画
描く夢や未来の実現

- ◆主体性
- ◆多様性・包摂性
- ◆信頼・協働

【校訓】 希望・勇気・規律
【学校教育目標】
志をもち
自分らしさを発揮できる生徒

新津中学校区が目指す子供の姿
夢や未来を思い描き、主体的に
取り組み、実現させていく子
(新津 プライド)

いどむ力 (課題対応能力)

- ・自分らしく幸せに生きようとする主体的な行動
- ・問いを見出す力



LL学習

(Life Learning学習)

地域・社会の中で生きる人との
共生を考え、
自己の幸せな生き方を
探究する学習

きづく力
(自己理解・自己管理能力)

- ・自分らしさと他者のよさの発見
- ・新しい学びへの意欲



つなぐ力 (人間関係形成・社会
形成能力)

- ・対話的な学び
- ・コミュニケーション能力



えがく力
(キャリアプランニング能力)

- ・自分に合った生き方の追求
- ・将来の夢と道筋を描く力



- ・問いをもち、探究的かつ主体的な課題解決に向けた学び
- ・異なる考えを受け止める対話を通じた協働的な学び
- ・ICTを利活用する授業の推進
- ・自己目標を明確にした個別最適な学び
- ・不登校生徒、発達支援学級生徒、外国につながる生徒への個別支援

生徒主体の活動

- ・縦割活動を取り入れた学校行事の充実
- ・リーダー経験の場の提供する学年行事
- ・生徒の「やりたい」に応える生徒会活動
- ・生徒会と地域との協働活動(ボランティア)
- ・「生活のきまり」の必要性を主体的に考える学校風土づくり
- ・各教育活動における計画的な見通しと教師的確な支援

やりがいと活気のある集団

【キーワード】自分らしさの追求と新津プライドの醸成

健康的な心身

- ・いのちを大切にする教育 (いのちの月間)
- ・情報モラル教育とデジタルデトックス
- ・体験、探究活動を通じた非認知能力の育成 (グリッド、レジリエンス、自己有用感)
- ・自分を見つめる振り返り活動の充実 (自己肯定感、メタ認知力の向上)
- ・多様性を認める人権意識の向上
- ・早寝早起き朝ごはんの呼び掛け

居場所のある集団

- ・安心安全な学級・学年集団 (いじめ0)
- ・互いの考えや意見を伝え合う活動の充実 (構成的グループエンカウンター・ピアサポート)
- ・異なる意見を尊重し折り合いをつける話し合い活動の充実 (学級活動)
- ・基本的な集団のきまりを守る意識の育成
- ・明るい挨拶を交わし思いやりのある言葉を遣うあたたかい人間関係

家庭・地域	小中一貫教育の推進	教職員「チーム新津」
<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動、PTAボランティアの充実 ○地域活動諸団体、各種関係機関との連携 ○学校運営協議会(CS)の活性化 ○休日の活動を支える団体への協力 (部活動地域展開、ボランティア推進活動) ○積極的な情報発信と地域行事への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中合同研修会の実施 (授業研究、生徒指導研修) ○学校行事の見学 (中1プロブレムの解消) ○学校運営協議会(CS)の協働実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各主任がリーダーシップを発揮し、全員でフォロー体制を作る元氣な教職員集団 ○生徒の「自分らしさ」を受け止め、豊かな成長を願った支援ができる教職員集団 ○規範意識と危機管理能力をもった信頼される教職員集団 ○ワークライフバランスと時間・費用対効率を考えた働き方改革を追求する教職員集団